

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

会社名: 芦森エンジニアリング株式会社

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,953,501</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,453,448</b>
現金及び預金	491,603	支払手形	160,042
受取手形	554,147	工事未払金	390,994
完成工事未収入金	4,079,316	買掛金	2,658,563
売掛金	293,897	電子記録債務	276,395
電子記録債権	264,345	短期借入金	300,000
未成工事支出金	32,676	短期リース債務	719
材料貯蔵品	168,049	未払金	33,967
前払費用	3,083	未払法人税等	271,539
繰延税金資産	0	未払消費税等	86,354
未収入金	62,616	工事未払費用	456
その他	5,765	未払費用	16,952
貸倒引当金	△ 2,000	前受金	58,320
<b>固 定 資 産</b>	<b>266,764</b>	預り金	710
<b>有形固定資産</b>	<b>(143,183)</b>	完成工事補償引当金	44,500
建物	35,523	賞与引当金	64,231
構築物	545	工事損失引当金	89,700
機械及び装置	51,039	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,457</b>
車両運搬具	17,618	長期借入金	0
工具器具備品	13,096	長期リース債務	2,457
リース資産(有形)	2,941	退職給付引当金	0
建設仮勘定	22,420	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>4,455,905</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>(10,904)</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,764,360</b>
工業所有権	750	資本金	50,000
施設利用権	1,588	利益剰余金	1,714,360
ソフトウェア	4,636	利益準備金	12,500
ソフトウェア建設仮勘定	3,930	繰越利益剰余金	1,701,860
<b>投資その他の資産</b>	<b>(112,675)</b>	前期繰越利	817,028
繰延税金資産	76,140	当期純利益	884,831
その他	42,063	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,764,360</b>
貸倒引当金	△ 5,527	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>6,220,266</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>6,220,266</b>		

(金額は単位未満を切り捨てて表示しております。)

# 個 別 注 記 表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 未成工事支出金・材料・貯蔵品

原則として、個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(建物については定額法)によっております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース取引開始日が2008(平成20)年3月31日以前のリース取引については、

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に充てるため、過去の一定期間における実績率により計算した金額を計上しております。

#### (4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

### 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準

(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。